

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第8号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表北区役所区民部総務課の項の次に次の1項を加える。

左京区役所区民部総務課	東山区役所区民部総務課及び山科区役所区民部総務課
-------------	--------------------------

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)